

名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求上告提起事件

国側当事者・国(岐阜南税務署長)

平成26年1月14日上告却下・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年11月13日判決、本資料263号-209・順号12333)

(第一審・岐阜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年7月3日判決、本資料263号-123・順号12247)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	岐阜南税務署長 高木 文彦

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告状並びに民訴規則194条所定の上告理由書提出期間内に提出された上告理由書には民訴法312条1項及び2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

したがって、本件上告は却下を免れない。

よって、民訴法316条1項1号により本件上告を却下することとし、主文のとおり決定する。

平成26年1月14日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 道春

裁判官 内堀 宏達

裁判官 濱 優子